（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年八月十四日農林水産省告示第千九十七号（熟成ハム類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項、平成二十六年八月十四日農林水産省告示第千九十八号（熟成ソーセージ類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項又は平成二十六年八月十四日農林水産省告示第千九十九号（熟成ベーコン類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての検査方法（昭和三十七年四月十二日農林省告示第五百十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴田谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

島根県雲南市木次町東日登

二〇〇四番五
二〇〇五番九
二〇〇五番一一
二〇〇五番一二
二〇〇五番一四
二〇〇五番一五
二〇〇五番一六
二一九番五
二二〇番一五
二二〇番一七
二二〇番一八
一九六二番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県雲南市木次町東日登

二〇〇五番四　一号
二〇〇五番四地先道路敷　二号
二〇〇五番九　三号及び四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柿木尻川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県出雲市塩津町

字下谷　六九七番　一号
六九五番　二号及び三号
七〇二番　四号
字柿ノ木谷　五八〇番　五号
五七六番　六号
七一二番一　七号
字中岨　一〇四番一　八号

○国土交通省告示第八百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

一　昭和四十一年建設省告示第三千百二十三号で指定した島根県寺谷川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第八百二十五号

三重交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十六第五〇〇四号）については、平成二十六年八月五日付け国運審第十七号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十六年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

○東北地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十四日

東北地方整備局長　縄田　正

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
十和田市大字洞内字妻ノ神三九番から同市大字馬洗場字下町一三七番三まで	前	一九・七五～二〇・五〇メートル	三九二〇メートル	
	後	二〇・五〇～二一・八五メートル	四〇五〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○北海道開発局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市大和田一丁目六八番から同市元川町二丁目四四番一まで	前	A　二三・三七～八七・八八メートル B・C　一〇・五〇～一三七・二九キロメートル	三・六九七キロメートル 二・六六七	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二三・三七～八七・八八 B・C　一〇・五〇～一三七・二九	三・六九七 二・六六七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一六番三から同町字上久保内一九七番四まで	前	A　七・二〇～一〇一・三八メートル B　一一・八〇～四九・〇二	一・七九八キロメートル 一・七七〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・二〇～一〇一・三八 B　一〇・二〇～四九・〇二	一・七九八 一・七七〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部